

## 平成29年度 第12回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年9月26日(火) 午前9時40分から9時50分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第2庁舎7階)

### 三 出席者

- |         |      |      |         |      |  |
|---------|------|------|---------|------|--|
| 1 人事委員  | 委員長  | 上田博久 |         |      |  |
|         | 委員   | 中原都  |         |      |  |
|         | 委員   | 曾我紀厚 |         |      |  |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今岡誠一 | 次長兼任用課長 | 山添久  |  |
|         | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長      | 富山哲明 |  |
|         | 係長   | 湯ノ口修 | 係長      | 足立陽子 |  |
|         | 係長   | 古川真史 |         |      |  |
| 3 傍聴者   |      | なし   |         |      |  |

### 四 議 題

議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について(育児休業関係)

議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除について

議案第3号 職員の職務に専念する義務の免除について

### 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

#### ◇議案第1号

人事委員会規則等の一部改正(育児休業関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正しようとするもの。

#### 1 改正する規則等の名称

##### (1) 規則

職員の育児休業等に関する規則

##### (2) 定め

育児休業等制度の運用について

#### 2 概要

##### (1) 職員の育児休業等に関する規則

非常勤職員の育児休業の期間について子が2歳に達する日まで延長できる場合について規定(国準拠)。

##### (2) 育児休業等制度の運用について

(1)の改正等を踏まえ、育児休業承認請求書等の様式の所要の改正。

#### 3 規則及び定め施行日

平成29年10月1日

◇議案第 2 号及び第 3 号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

○議案第 2 号 職員の職務に専念する義務の免除について

鳥取県教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

職員が第 72 回国民体育大会に鳥取県代表の監督（ライフル射撃競技）として参加する場合

1 職員名 鳥取県埋蔵文化財センター 係長

2 申請期間 参加日程（平成 29 年 9 月 28 日（木）～10 月 5 日（木））のうち勤務を要する日

3 根拠法令 「職務に専念する義務の特例に関する規則」

- ・職務に専念する義務の特例に関する規則

（義務免除）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

1 4 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
---------------------------------	--------------

4 承認理由

- ・国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して主催する日本のスポーツの祭典であり、選手として参加する場合は、当委員会で包括承認としている。

本件については、国体の鳥取県代表の監督として参加要請があったものであり、監督の役割について申請者に確認したところ、選手の引率、作戦立案及び決定、試合時もしくはその前後のコーチなどの内容である。

については、本件は、鳥取県知事及び公益財団法人鳥取県体育協会から書面による派遣依頼があったものであり、県事業の一環として位置付けられること、また本大会に監督として参加することにより、先進的な技術の習得などが期待でき、選手としての出場と同様に、本県の競技レベルの向上ひいてはスポーツ振興に資するものと認められることから、承認することが適当である。

- ・平成 28 年度に開催された前回大会の第 71 回国民体育大会（ライフル射撃競技）に当該職員が監督として出場した際にも職務に専念する義務の免除を承認している。

5 承認日 議決日

○議案第 3 号 職員の職務に専念する義務の免除について

鳥取県営病院事業管理者から職員の職務に専念する義務の免除について次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

職員が第 72 回国民体育大会に鳥取県代表の帯同トレーナー（卓球競技）として参加する場合

1 職員名 鳥取県立厚生病院 ボイラ技士

2 申請期間 参加日程（平成 29 年 9 月 28 日（木）～10 月 4 日（水））のうち勤務を要する日

3 根拠法令 「職務に専念する義務の特例に関する規則」

- ・職務に専念する義務の特例に関する規則  
(義務免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

4 承認理由

- ・国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して主催する日本のスポーツの祭典であり、選手として参加する場合は、当委員会で包括承認としている。本件については、国体の鳥取県代表の帯同トレーナーとして参加要請があったものであり、役割について申請者に確認したところ、コーチと同様の内容である。  
ついては、本件は、鳥取県知事及び公益財団法人鳥取県体育協会から書面による派遣依頼があったものであり、県事業の一環として位置付けられること、また本大会に帯同トレーナーとして参加することにより、先進的な技術の習得などが期待でき、選手としての出場と同様に、本県の競技レベルの向上についてはスポーツ振興に資するものと認められることから、承認することが適当である。
- ・平成27年に開催された第70回国民体育大会（卓球競技）に当該職員が帯同トレーナーとして出場した際にも職務に専念する義務の免除を承認している。

5 承認日 議決日

六 次回人事委員会の開催

平成29年10月3日（火）午前9時40分から開催することとした。